

# 離婚届の記入例

※字は丁寧に書きください。消せるボールペンで書かないでください  
 ※押印をする場合は、各自別々の印を使用してください

協議離婚の場合は、届出日が離婚日となります

住民登録をしているところを記入してください  
 住所に関する異動をする場合は、別に住民異動届が必要です

婚姻中の本籍を記入してください

亡くなられていても記入してください  
 養父母欄は、養父もしくは養母がいる場合に記入してください

夫婦間の話し合いによる離婚は協議離婚となります

夫婦に未成年の子がいる場合は親権者を定め、子の氏名を記入してください

婚姻中の氏名で必ず本人が署名してください

## 離婚届

令和〇年〇月〇日届出		受理 令和 年 月 日	
愛知県瀬戸市長 殿		第 号	
(フリガナ) 夫 セト タロウ 妻 セト ハナコ 氏名 瀬戸 太郎 瀬戸 花子 生年月日 昭和47年5月5日 昭和45年3月3日 住所 愛知県瀬戸市追分町 愛知県瀬戸市蔵所町1番地 (住民登録をして) 64番地の1 セトタワー 101号 本籍 愛知県瀬戸市追分町64番地 1 (外国人のときは) 筆頭者 瀬戸 太郎 (国籍だけを書いてください) の氏名 父母及び養父母の氏名 夫の父 瀬戸 義太郎 続き柄 長男 妻の父 乙野 次郎 続き柄 二女 父母との続き柄 母 瀬戸 菊子 養父 瀬戸 甲男 続き柄 養子 養母 乙野 梅子 続き柄 養女 (右記の養父母以外にも養父がいる場合にはその場を欄に記入してください) 離婚の種別 <input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決 離婚の年月日 年 月 日 成立 年 月 日 認諾 年 月 日 確定 年 月 日 判決 婚姻前の氏に <input checked="" type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる もどる者の本籍 名古屋市中央区三の丸三丁目1番地 筆頭者 オノノ 乙野 ハナコ 花子 未成年の子の氏名 夫が親権を行う子 瀬戸かな子, 瀬戸太一 妻が親権を行う子 同居の期間 平成〇〇年〇〇月から 令和〇〇年〇〇月まで (同居を始めたとき) (別居したとき) 別居する前の住所 愛知県瀬戸市追分町64番地 1号 別居する前の世帯のおもな仕事と <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに入用をするときだけ書いてください) 夫の職業 大の職業 妻の職業 その他 親権者の定めについて真意に基づいて合意した。 瀬戸 太郎 瀬戸 花子 届出人署名 (※押印は任意) 夫 瀬戸 太郎 妻 瀬戸 花子 事件簿番号			

押印は任意です

この届書による氏の変更、住民異動届による住所の変更がある方は、住民票のある市区町村において個人番号カードの裏書きが必要となります。  
 瀬戸市に住民票がある方は、個人番号カードも一緒にお持ちください。

生年月日はS・Hではなく漢字でお書きください

協議離婚の場合は、証人の署名(成人2人)が必要です  
 必ず証人本人が全て記入してください

押印は任意です

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名 (※押印は任意)	守山 市朗 (印) 天白 照子 (印)
生年月日	昭和31年8月8日 昭和62年11月11日
住所	名古屋市守山区小幡 1丁目3番1号 名古屋市天白区島田 2丁目201番地
本籍	愛知県春日井市鳥居松町 五丁目44番地 名古屋市天白区島田 二丁目201番地

未成年の子がいる場合は、チェックしてください

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めこととされています。この場合には、子の利益を最も優先して考える必要があります。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。  
 面会交流について取決めをしている。  まだ決めていない。  
 養育費の分担について取決めをしている。  養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。  
 まだ決めていない。

それぞれ本人が署名してください

お問い合わせ先  
 瀬戸市役所市民課戸籍係  
 (直通)0561-88-2592